2023 年度ブータン国別研修「女性と子供の保護とケア」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター(以下、「JICA 九州」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いたジェンダー分野の開発の中核を担う人材に対し、男女平等と子どもの権利と保護とケアのサービスの向上に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、ジェンダー分野において長年における研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。またジェンダー分野における自治体や民間団体との多様なネットワークを有し、研修効果の高いプログラムを提供できることから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名: 2023 年度ブータン国別研修「女性と子供の保護とケア」に係る研修 委託契約
- (2) 案件概要:別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間:(1回目) 2023年5月10日~2023年5月26日(予定) (2回目) 2023年6月1日~2023年6月17日(予定)
- (4) 契約履行期間(2023年度)2023年4月17日~2023年8月17日(予定) ※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件:
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措

置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用 するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給 し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維 持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガ

イドライン (事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体 制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
 - (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
 - (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
 - 個人番号利用事務実施者
 - · 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
 - ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
 - 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

担业物理	2023 年 2 月 17 日(金)午前 10 時から
[2023年3月3日(金)午後4時まで
(1)参加意思確認 申請書の提出 提出書類	JICA 九州研修業務課
	〒805-8505
	福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
	·参加意思確認書(別紙3)
	・同書 2 応募要件 に記載の各事項を証明する
	資料
提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
通知日	2023年3月7日(火)
	参加意思確認書の提出者:郵送
知 通知方法	特定者 : JICA 九州ウェブサイト「調達情報」「公
	告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
請求場所	JICA 九州 研修業務課
請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	提出書類提出方法通知日通知方法請求場所

請求期限	2023年3月13日(月)
回答予定日	2023年3月14日(火)
回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について 説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体:共同企業体の結成を認めません。

以上

2023 年度ブータン国別研修「女性と子供の保護とケア」 研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1)研修コース名 2023年度ブータン国別研修「女性と子供の保護とケア」

(2)技術研修期間(予定)

(1回目) 2023年5月10日~2023年5月26日 (2回目) 2023年6月1日~2023年6月17日

(3) 研修員(予定)

1) 定員

32名(16名×2回)

※同じ内容を2回実施(参加研修員は異なる) ※応募状況及び選考結果により数名増減の可能性あり

2) 研修対象国

ブータン

3)研修対象組織・対象者

全国 24 県・市のジェンダー子どもフォーカルポイント(GCFPs)、 女性と子ども国家委員会(NCWC)、及び市民社会組織(CSO)

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

ブータンでは国家主要成果分野の一つとして「男女平等推進と女性と女児のエンパワメント」が掲げられ、主管庁である「女性と子ども国家委員会 (NCWC)」が男女平等と子どもの権利と保護の向上の取り組みを積極的に進めている。NCWCにより、全国20県4市の法務担当官(ジェンダー子どもフォーカルポイント(GCFPs))が女性・子どもからの相談窓口となる保護担当官に任命されたが、保護やケア業務に関する経験が浅く、十分な知識やスキルが備わっていないため、その能力強化が急務とされている。 JICAでは2016年~2018年に中央政府レベルのジェンダー担当官の能力向上のため「ジェンダー主流化及び女性のエンパワメントのための能力強化」プロジェクトを実施し、2019年度からは地方政府レベルの実践的なキャパシティビルディングを目的とした「ジェンダー主流化、女性のエンパワメント及

び子供の福祉と権利」プロジェクトを開始した。

本研修は本プロジェクトの活動の一つとして、地方自治体の法務担当官が保護担当官としての自身の業務を適切かつ効果的に遂行するための知識とスキルを習得することを目的として実施する。

(6) 案件目標

現場(県・市)で働く GCFP が保護とケアが必要な女性や子供に寄り添った、より適切なサービスを提供できるよう、日本の事例を学ぶ。

(7) 単元目標(アウトプット)

- ア. ジェンダーに基づく暴力 (GBV) のサバイバーに寄り添った支援アプロー チや体制、多様なステークホルダー、課題を理解する。
- イ. 非行に走った子供、法を犯した子供、児童虐待など、子供の保護の関する様々な支援アプローチや体制、多様なステークホルダー、課題を理解する。
- ウ. 問題を抱えた女性や子供へのアウトリーチ手法や、ケースマネジメント におけるグッドプラクティスや課題を理解する。

(8) 研修内容

- 1)研修項目
 - ・ジェンダー主流化やジェンダーに基づく暴力
 - ・日本の関連する制度や取組み
 - ・日本のシェルター制度
 - ・警察によるGBVへの取組み
 - ・学校における児童虐待の現状
 - ・防災とジェンダー
 - ・児童相談所や母子生活支援施設、児童養護施設、区の相談所、GBVワンストップセンターの視察
- 2) 研修方法
 - ア. 講義
 - イ. 演習・実験/実習
 - ウ. 見学・研修旅行
 - エ、レポートの作成・発表
- 3) 当機構が実施するプログラム
 - ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来 日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1)契約履行期間(予定)

2023 年 4 月 17 日~2023 年 8 月 17 日 (この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2)業務の概要

地方自治体の現場で働く法務担当官(ジェンダー子どもフォーカルポイント)に対し、研修目標達成のために女性と子供の保護とケアについての日本の事例を紹介し、保護担当官としての自身の業務を適切かつ効果的に遂行するための知識とスキルを習得させる。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA へ の報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語ー日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上